

附則第七十二条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二条」に、「平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法」に、「平成二十八年新租税特別措置法第六十八条の十一第七項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十一第五項」に、「平成二十八年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」に改める。

附則第八十二条第二項中「平成二十七年新租税特別措置法第六十八条の九第二項」を「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の九第八項第五号」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百十六条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改

正する。

附則第七条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二条」に、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改める。

附則第二十二條第一項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二条」に、「第四十二條の四第六項第二号」を「第四十二條の四第八項第二号」に改め、同表第五項の項中「第四十二條の六第七項」を「第四十二條の六第五項」に改め、「第四十二條の十二の三第五項」の下に「第四十二條の十二の四第五項」を加える。

附則第三十三條第一項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二条」に、「第六十八條の九第六項第二号」を「第六十八條の九第八項第二号」に改め、同表第五項の項中「第六十八條の十一第七項」を「第六十八條の十一第五項」に改め、「第六十八條の十五の四第五項」の下に「

第六十八条の十五の五第五項」を加える。

附則第六十一条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十五条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十九年新震災特例法」に、「同日」を「当該避難等指示が解除された日」に改める。

附則第六十三条第二項及び第六十五条第二項中「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十九年新震災特例法」に、「同日」を「当該避難等指示が解除された日」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百十七条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十条第三項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から同年三月三十一日まで」に、「とする」を「とし、同年四月一日から同年十二月三十一日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一

条の十九の三第十四項の規定の適用については、同項中「同項の規定の適用を受けている」とあるのは「同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けている」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とする」に改める。

第百十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十二条第十九項中「これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又は」を削り、「若しくは保管する」を「又は保管する」に、「第七十四条の五第一号イ」を「第七十四条の五第一号二」に、「（同号イ）を」（同号二）に、「第百二十七条」を「第百二十八条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に、「同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）」とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第一項（た

ばこ税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。」を「同号二中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条第一項（たばこ税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」に改める。

附則第二百五条第十五項中「これらの規定に規定する者から紙巻たばこ三級品を譲り受けたと認められる者若しくは譲り受ける権利があると認められる者又は」を削り、「若しくは保管する」を「又は保管する」に、「第七十四条の五第一号イ」を「第七十四条の五第一号二」に、「（同号イ）を」（同号二）に、「第二百二十七条」を「第二百二十八条」に、「第二百二十九条」を「第二百三十条」に、「同号イ中「製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）」とあるのは、「紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）」を「同号二中「イ又はロに規定す

る者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引がある」と認められる者」とあるのは、「イに規定する者の紙巻たばこ三級品（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第一百五条第一項（たばこ特別税に係る手持品課税）に規定する紙巻たばこ三級品をいう。）を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第百十九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項（第七十条の七の四第十六項）を「第七十条の六の四第二十項、第七十条の七第三十五項及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項）」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第十八項」を「第七十条の六の四第二十項」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第百二十条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「連続式蒸留しようちゆう又は単式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適用に関する経過措置）

第二百十一条 旧酒税法の規定により発泡酒、甘味果実酒又はスピリッツとされていたものうち、新酒税法の規定によりビール、果実酒又はブランデーとして分類される酒類については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（次項において「酒類業組合法」という。）第八十六条の五の規定によって行うべき表示は、平成三十年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

2 旧酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒とされていたものうち、新酒税法の規定により発泡酒として分類される酒類については、酒類業組合法第八十六条の五の規定によって行うべき表示は、平成三十六年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（国民年金法等の一部改正）

第二百二十二条 次に掲げる法律の規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第一項

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項及び第十二条第一項

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第六条及び第九条第一項

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項

五 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第二項第一号

六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条及び

第十条第一項

七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第十五条第一項

八 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

六十四号）附則第十四条第一項第一号

（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十三条 前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法第三十六条の三第一項

の規定は、平成三十一年八月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

2 前条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童扶養手当法第九条第一項、前条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六条及び前条（第六号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定は、それぞれ平成三十一年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金（以下この項において「児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

3 前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4 前条（第五号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものと

すべき月が平成三十一年における同号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

5 前条（第八号に係る部分に限る。）の規定による改正後の政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が平成三十一年における同号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除の特例について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除の特例については、なお従前の例による。

（通関業法の一部改正）

第二百二十四条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法

律第六十六号)」に改め、「(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」を削る。

(通関業法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十五条 前条の規定による改正後の通関業法第六条(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第一百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

(清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十六条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「単式蒸留しようちゆう製造業」を「単式蒸留焼酎製造業」に、「単式蒸留しようちゆう製造資金」を「単式蒸留焼酎製造資金」に改める。

第二条第二項中「単式蒸留しようちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しようちゆうの」を「単式蒸留焼酎の」に改め、同条第三項中「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第三条第二項中「単式蒸留しようちゆうに」を「単式蒸留焼酎に」に改め、同項第一号中「単式蒸留しようちゆう製造業を」を「単式蒸留焼酎製造業を」に、「単式蒸留しようちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同項第二号中「単式蒸留しようちゆう製造業」を「単式蒸留焼酎製造業」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「単式蒸留しようちゆう業対策基金」を「単式蒸留焼酎業対策基金」に改める。

第七条の二第一項中「単式蒸留しようちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同条第二項中「各単式蒸留しようちゆう製造業者」を「各単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に、「単式蒸留しようちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改める。

第八条第一項中「単式蒸留しようちゆう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改める。
（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二百二十七条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のよ

うに改正する。

第八十条第一項第一号中「次条まで」を「この条及び次条」に、「四十五年」を「四十七年」に改める。

第八十一条に次の二項を加える。

4 第一項の規定の適用を受ける酒類を同項に規定する目的で継続的に船舶又は航空機に積み込む者として政令で定める者に該当する者が、政令で定めるところにより当該酒類の主たる積込み場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項の規定による申告書については、前項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定により当該酒類の製造場とみなされる場所は、その承認の際に指定を受けた場所とする。

5 前項に定めるもののほか、同項の承認を受けた者が同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十八条 前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十一条第四項の規定

は、同項に規定する承認を受けた日の属する月の翌月以後に、同条第一項に規定する目的で船舶又は航空機に積み込む同条第四項に規定する酒類に係る酒税の申告書について適用する。

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二百二十九条 次に掲げる法律の規定中「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に改める。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第六号

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第七号

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三百三十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第一項第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五百五十七条第一項」に改める。

第二百九十五条第一項第四号中「国税犯則取締法第十四条第一項」を「国税通則法第五百五十七条第一

項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十一条 前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百二十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、新国税通則法第一百五十七条第一項の規定による通告とみなす。

（アルコール事業法の一部改正）

第三百三十二条 アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第三号中「国税犯則取締法」を「国税通則法」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（アルコール事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十三条 前条の規定による改正後のアルコール事業法第五条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第五百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第三百三十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「の欠損金額」を「については、この」に、「の欠損金額並びに」を「並びに」に改め、「規定する特例欠損金額」の下に「については、この」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第三百三十五条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五百五十七条第一項」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十六条 前条の規定による改正後の会社更生法第二百四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告とみなす。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三百三十七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号及び第二十八条の二第一項第一号中「二」の下に「及びホ（同号二に掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）」を加える。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十八条 関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条のうち租税特別措置法第八十七条の七第二項の改正規定中「第八十七条の七第二項」を「第八十七条の五第二項」に改める。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三百三十九条 関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四百十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四百十二条 酒税の税率の段階的な改正（酒税の税率の平成三十二年十月一日、平成三十五年十月一日及び平成三十八年十月一日における酒類の種類及び品目に応じた引上げ及び引下げをいう。）については、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があ

ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。